

# 令和3年度危険物取扱者保安講習通知書

消防法第13条の23の規定に基づく標記講習を下記の通り実施しますので、事業所において対象となられる方は、必ず受講されますようお願いいたします。

実施機関	福 井 県
受託機関	福井県危険物安全協会連合会

## 1. 受講対象者

危険物取扱者免状取得者のうち、製造所・貯蔵所・取扱所において、現在、危険物の取扱作業に従事（保安監督者等を含む。）されている方は、次表の区分に従い、期間内にこの講習を受講することが必要です。

【注意】 受講義務のある危険物取扱者が受講しないと、消防法第13条の2第5項の規定に基づき、危険物取扱者免状の返納命令対象となる場合があります。

区 分	受 講 期 限
① 継続して危険物取扱作業に従事される方	前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内 <b>平成30年度に講習を受けた方が対象です。</b> 危険物取扱者免状裏面：危険物取扱者講習の状況でご確認ください。
② 新たに危険物取扱作業に従事する方	従事することとなった日から1年以内
③ 上記②の方で、過去2年以内に、免状の交付又は講習を受けている方	免状の交付日又は前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内

※従事しなくなった方又は従事していない方は法令上特に受講する義務はありません。

## 2. 講習の種別

講習は3種に区分して実施しますので、原則として従事している危険物施設の区分に該当する講習を受けてください。

講習区分	講習種別ごとの受講対象者（従事している主たる危険物業務）
(ア) 給油取扱所	主として給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している方 (ガソリンスタンド・自家用給油所・船舶・鉄道・航空機など)
(イ) 石油コンビナート	主として石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所における危険物施設〔(ア)を除く〕において危険物の取扱作業に従事している方（石油コンビナート特定事業所）
(ウ) 一 般	上記以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事している方 (ア・イ以外の方 危険物取扱事業所・移動タンクローリーの運転・灯油販売（移動）・許可施設保安監督者など)

## 3. 講習の科目および時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1 時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2 時間

## 4. 講習の日時及び場所等

【別紙】をご覧ください。

5. 講習申請手続等(令和3年度危険物取扱者保安講習申請書をご使用ください。)

(1) 申請書配布場所

- 福井県危険物安全協会連合会／福井県危機対策・防災課／消防局・消防本部・署・分署等
- 下記のホームページからも通知書・申請書・日程表等ダウンロードできます。

県ホームページ [www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/syoubou/kiken.html](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/syoubou/kiken.html)  
 当連合会ホームページ [www.fukukiren-fukui.jp](http://www.fukukiren-fukui.jp)

(2) 受講料 **福井県収入証紙 4,700円** ※収入印紙ではありません。

福井県収入証紙取扱い場所	福井銀行・福邦銀行・県内に本店のある信用金庫 本店・県内各支店など
--------------	-----------------------------------

(3) 申請書の提出先 **郵送または持参してください。**

【提出先】 **福井県危険物安全協会連合会**

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県福井合同庁舎5階

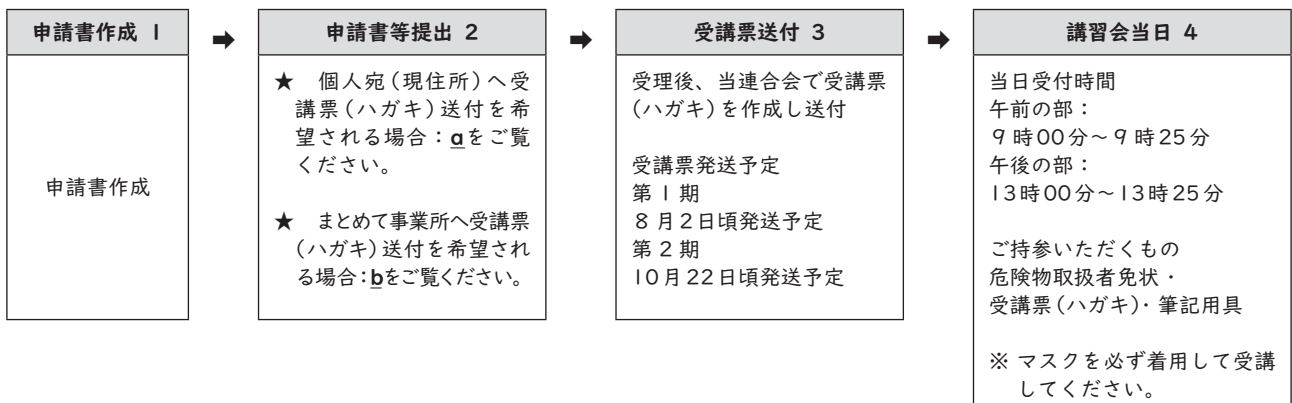
(4) 申請書受付期間 **表1** のとおり

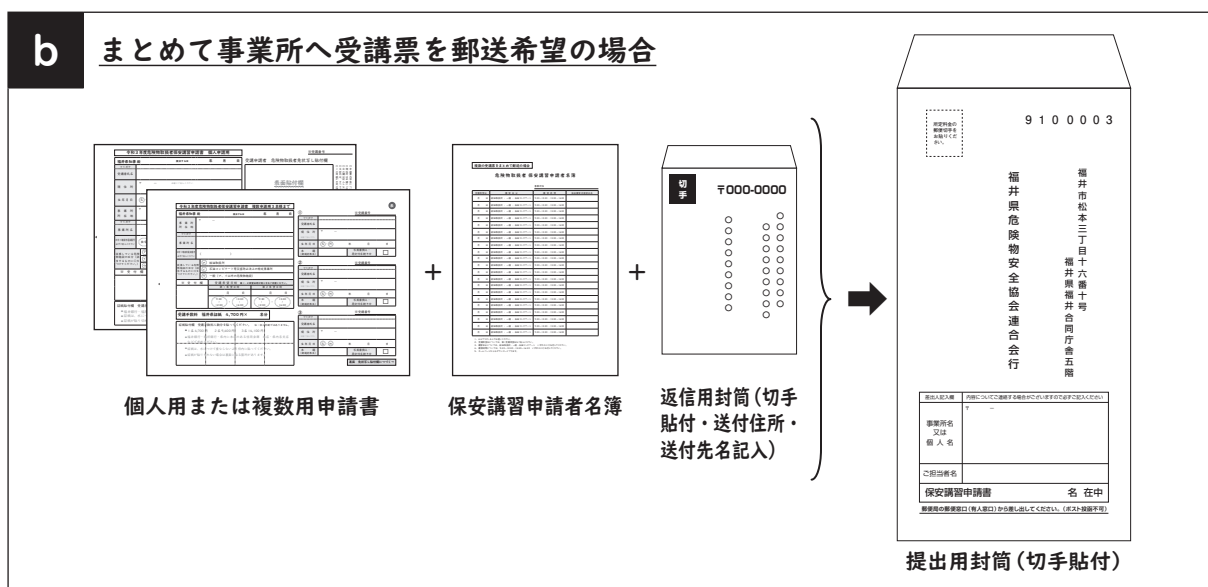
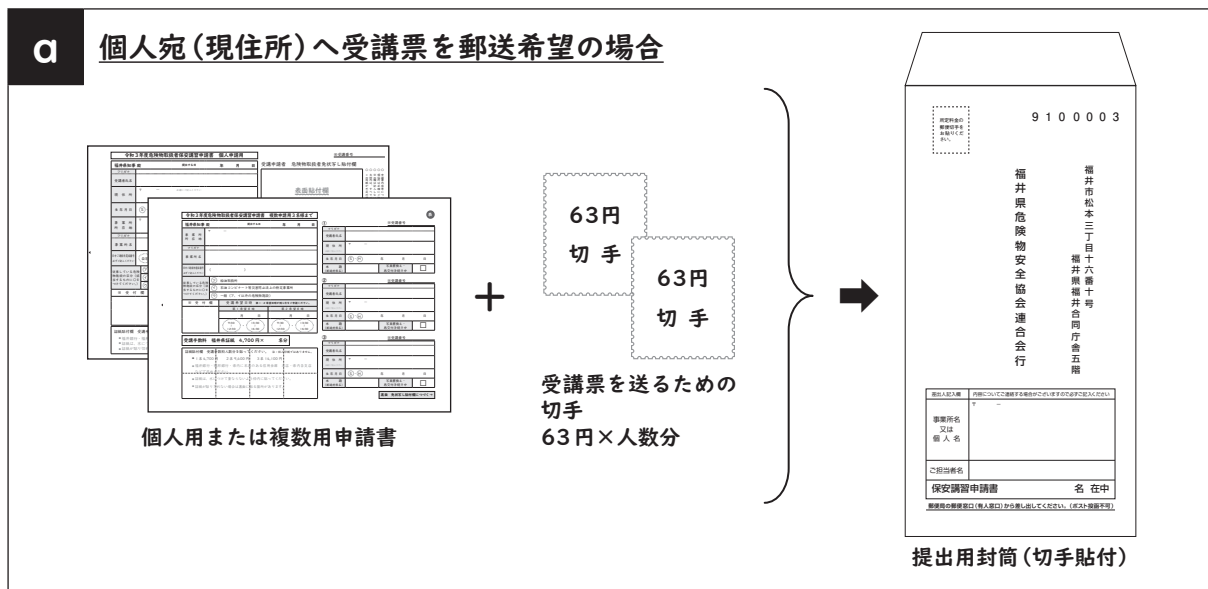
表1	申請書受付期間
第1期	6月25日(金) ~ 7月5日(月)
第2期	9月22日(水) ~ 10月1日(金)

- 郵送の場合 **申請書受付期間中の郵便局消印のみ有効です。**  
 申請書受付期間中以外の郵便局消印は無効になりますので、ご注意ください。  
 紛失等の事故防止の為、受付期間ごとに簡易書留などの必ず配達記録が残る方法で郵送してください。  
 また、料金別納郵便・料金後納郵便等については申請書受付期間中に到着したものに限り受付をいたします。
- 持参の場合 申請書受付期間中の月曜日から金曜日(祝日を除く)  
 午前9時00分から午後5時00分まで

※「定員」につきましては、一定数制限しました。そのため、申請書受付期間中でも会場ごとに定員になり次第、受付を締め切りますので、ご了承ください。なお、定員の変更がある場合は、当連合会ホームページに掲載します。定員状況は、当連合会ホームページ「受講申請者集計数」で、ご確認ください。

受講申込から講習会までの流れ





6. 受講申請書の記入要領等 個人用 又は 複数用※2 どちらかで申請書をご提出ください。

- (1) 太線の枠内はすべて楷書でご記入ください。
- (2) 現在、お勤めされていない方は「事業所の所在地」は空欄で、「事業所名」には、「未従事」とご記入ください。
- (3) 連絡先電話番号について日中のご連絡が可能なお電話番号をご記入ください。
- (4) 従事している危険物施設の区分いずれかに○を付してください。「2. 講習の種別」をご確認ください。
- (5) 【別紙】をご覧ください、希望日時をご記入ください。  
講習日時ごとに定員がありますので、会場によってはご希望に沿いかねる場合がありますがご了承願います。希望日時の記入がない場合は、こちらで指定させていただきます。
- (6) 受講申請者危険物取扱者免状の写し貼付欄に免状の写し(表裏両面)※3を必ずお貼りください。
- (7) 受講手数料欄に、福井県証紙4,700円・複数申請の場合は福井県証紙4,700円×人数分をお貼りください。
- (8) 免状写真書換え又は再交付申請手続きをされて免状がお手元がない場合

申請書の □欄に、✓をしてご提出ください。新しい免状がお手元に届きましたら、免状の写し(表裏両面)※3を必ず当連合会あてFAX(0776-89-1917)をお願いします。

- (9) 訂正の際は、訂正箇所にも二重線を引いていただき近くに正しい内容をご記入ください。
- (10) 受講票発送予定  
第1期：8月2日頃発送予定 第2期：10月22日頃発送予定  
講習会時、受講票（ハガキ）が必要となりますので大切に保管しておいてください。  
第1希望日の5日前でも受講票が届かない場合は、当連合会までご連絡ください。

※2 複数用で申請される場合：希望日時が同じ方をご申請ください。  
※3 免状の写しは、顔写真・写真下12桁数字がわかるようにしてください。

## 7. 講習用テキスト

講習で使用するテキストは、当日会場にて配付いたします。

## 8. 講習当日受付時間等

当日持参していただくもの 危険物取扱者免状・受講票（ハガキ）・筆記用具

受 付 時 間

講習当日、危険物取扱者免状・受講票（はがき）を受付にご提出ください。

午前の部：9時00分～9時25分

午後の部：13時00分～13時25分

オリエンテーション時間は講習開始5分前からです。遅刻・早退のないようご注意願います。

講習修了者には、危険物取扱者免状に「修了証明印」を押印し、受講票と引き換えに免状を返却いたします。

## 9. その他注意連絡事項

- (1) 発熱などの症状・体調不良がみられる方は、受講を見合わせてください。
- (2) 感染症予防対策として、消毒液の設置・非接触型による検温及び会場内換気などを行いますので、当日の服装につきましては、十分に対策を行ってください。また、会場内での大きな声での会話はお控えください。  
なお、マスク着用等、予防対策については各自で必ず行ってください。
- (3) 感染症・気象状況等によりやむを得ず講習を中止または延期にする場合は、当連合会ホームページに掲載しますので、必ずご確認ください。
- (4) 申請した受講日の変更は認めません。
- (5) **一旦受理した申請書および受講手数料は、受講を取り消した場合または受講しない場合でも返還はできません。**
- (6) 会場によっては駐車場がありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
なお、自動車で来場される場合、アイドリングストップにご協力ください。駐車場内での事故や、駐車違反等に関する責任は一切負いませんのでご了承ください。
- (7) 申請書に記載された個人情報については、危険物取扱者免状作成業務などの委託先である、一般財団法人消防試験研究センターに、危険物取扱者に係る事務の合理化を図る事を目的としての提供及び、当連合会が次回講習会ご案内送付にのみ利用させていただきますのでご了承ください。

保安講習に関するお問い合わせ先

**福 井 県 危 険 物 安 全 協 会 連 合 会**

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県福井合同庁舎5階  
TEL (0776) 89-1916 / FAX (0776) 89-1917